

## 第三者認証GAP等取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、県産農産物の安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAPの取組を推進し、消費者の信頼回復を図るため、農業団体、出荷団体、農業法人、認定農業者、その他知事が適当と認める団体等（以下「事業実施主体」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、事業実施主体が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該事業実施主体に対して交付する。

なお、補助金の額は同表に掲げる補助率の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式並びに消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

(変更の承認申請)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(状況及び完了の報告)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、第三者認証GAP等取得促進事業実施状況報告書(第4号様式)により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで行うものとする。ただし、当該年度の11月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第6号により、その事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、当該事業が完了した場合は、補助金交付請求書(様式第7号)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

(会計帳簿等の整備等)

第 11 条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 12 条 規則第 18 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による（当該省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号））による）。
2 その取得価格が 50 万円を超えるもの	

(権限の委任)

第 13 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別表に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

(契約等)

第 14 条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体は、1により契約をしようとする場合は、指名停止等の処分を受けている者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する（第 3 条関係）。平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する（第 2、4、7、8、9、10、13 条関係）。平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱改正は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。平成 31 年度分の補助金から適用する。（改元後は新元号及び年次に読み替える）

附 則

この要綱改正は、令和 3 年 4 月 28 日より施行する。令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱改正は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。令和 4 年度の補助金から適用する。

別表（第2条・第4条・第13条関係）

メニュー	経費	補助率	軽微な変更
<p>第三者認証GAP等取得促進事業</p> <p>1 第三者認証GAP取得・継続支援</p> <p>2 県GAP取得・継続支援</p> <p>3 団体認証取得産地への支援</p> <p>4 GAP活用モデル産地の育成</p>	<p>第三者認証GAPを取得・継続する取組に要する経費</p> <p>第三者認証GAPの取得に向け、県が認証するふくしま県GAPを取得・継続する取組に要する経費</p> <p>団体認証の取得を目指す産地への指導助言等に要する経費</p> <p>GAP認証取得支援体制の整備及び消費者等の理解促進と商品の供給拡大</p>	<p>定額</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の変更</li> <li>・補助金の増額が伴わない事業費の30%以上の増減</li> <li>・県補助金の増</li> </ul>

補助の対象となる経費は、国実施要領別記4の5交付対象経費の（1）の①及びこれに定める別紙1のとおりとする。